

第2回 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会 議事録

日時：令和元年7月24日（水）14：00～16：30

場所：第一ビル 6階大会議室

【開会】

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから三重県環境審議会条例（第7条）の規定により設置されました「三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」の第2回部会を開催いたします。

本日、事務局の進行をさせていただきます、大気水環境課 課長の尾邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事に先立ちまして、環境生活部廃棄物対策局次長岩崎よりご挨拶申し上げます。

（岩崎次長挨拶）

（事務局）

続いて、本審議会は原則公開といたしておりますが、委員の皆様にご改め公開の可否につきましてお諮りいたします。本部会を公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声により公開）

ありがとうございます。ご了解をいただきましたので、本部会は公開とさせていただきます。

ここで、傍聴の皆様にお願いがございます。傍聴の皆様におかれましては、傍聴要領に従い、審議を傍聴いただきますよう、お願い申し上げます。これに反する場合には、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

また、議事進行中におきましては、部会においてはご議論に集中していただきたいと考えておりますので、できる限り撮影は冒頭のみでお願いしたいと思います。

御協力をお願いいたします。

（事務局）

続きまして、配布しました資料の確認をしたいと思います。

(事務局)

【事務局説明 (略)】 配布資料の確認 事項書、資料1～7

不足などございませんか。不足や落丁等ございましたら説明の途中でも結構ですので事務局までお申し付け下さい。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますので、進行につきまして、酒井部会長、よろしくお願いいたします。

(酒井部会長)

【部会長挨拶】

(事務局)

6月26日の第1回あり方検討部会において委員の先生からご意見いただいた内容として、一つは県内の再生土の利用状況とそれの場合への規制についてどのような影響があるか確認してくださいと宿題を頂いているため、その状況についてご説明させていただきます。再生土等の規制方法についてご説明させていただきます。

【事務局説明 (略)】

事項議事(1)「再生土等に関する県内の状況及び規制方法について」

資料1、資料6-2

(酒井部会長)

それでは、事務局からの説明に対し、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

(委員)

このあとご説明あるかとも思いますが、pHの話がここに出てきました。水道水質基準と言うと、5.8から8.6というものがあつたと思いますが、資料1P1の(2)でpHが10～12になってしまうとあります。例えばP2の課題のところでは地域の状況に応じて必要な措置を講じる制度を設けると書いてあるので、何らかの文言は入れ込んで頂けると思いますが、例えば水道施設等が搬入させる地域(事業地)の数100メートル下流にあるといった位置関係、構造の部分はP2の表のところでは構造基準を設けると書いてありますが、事業地とその影響を及ぼす施設の距離については何らかの文言なり形を作ってもらえる可能性はありますか。

(事務局)

今の段階は、距離において何か規制をしようという考えはありません。

ただ、後程ご説明させていただきますが、手続きの中で事前の説明、書類審査等で申

請の受付をした場合、関係する市町に対してご意見を伺うことを想定しております。その中で、例えば水道水源のところであれば、何らかのご意見をいただけたと思いますので、そういったときに必要な対策をどのようにやるのか、そもそもその場所にそういった土が入ることが問題ないのかということも含めて、ご意見を伺ったうえで審査に進ませていただこうと思っています。

(委員)

P 1 の問題把握で「植生への影響など品質に関してトラブルになったことはありません」とありますが、去年、水道施設の上流側にこういうものが入って何かしらの影響があった等、そうした事例の把握はされていますか。

(事務局)

今の県内の事業所が製造されている再生土等について、そうした苦情等は聞いたことはありません。

また、我々の方でも水道法の所管をしております、水道法の関係でもそうしたトラブルは発生しておりません。全国的には分かりませんが、県内ではございません。

(委員)

もし全国的にそうしたことがあるとすれば、この条例の中にもそういう事例があったという事で何かしら対応等は示すべきではないかと思います。

(事務局)

水道法においては、水源をどこから採取するかという問題がありますが、浄化をして、安全な水を届けるということで、源水の水質に応じて浄化方法を決め、水道法の基準に合うような水道水にすると。例えば大阪だと淀川、色々な水を使っていますが、その場所ごとに応じた浄化をしているようです。

(委員)

基準があるのでそれ以下であればという話は当然あるのですが、例えば三重県は水質濃度が低くきれいだと思います。資料で言うと pH 8.5 程度になるという話があったり、あるいは 10 から 12 ほど pH が出てしまったりという中で、水道法の基準値に抑えられる。pH 8.6 ぎりぎり抑えられた時に、もともとその水質が 6.5 とか 7.0 とかだった際、上がったことに対する住民の感情を考えたときに、それでも基準値に収まっているから良いのかと言う話が当然出てくる。そうしたことがあった際、地域のトラブルの種になる可能性がある。条例である以上、基準値を重視するのは理解できるが、元々の水質の地域特性を鑑みたときに、あまりにも濃度が上がった際の対応は議論

の必要があるのではないかと感じます。

(事務局)

pHにつきましては実際に事業計画を出し、どのように使うかということで、推定される排水のpHについて明らかに高いようであれば当然事業計画の中で問いただす形になる。めちゃくちゃな使い方はされないように審査の中で見ていく。一方でpHにつきましてはこうした再生土・残土、それ以外にも、工場事業所から排水を流すことがあります。条例として公平性の原則から、再生土等の埋め立てにpHを規制すべきであるならば、工場事業所においても当然すべきとなる。そういったことから鑑み、水濁法においては排水量50t以上の場合は5.8と。今回事業所としてもここから出る水の生活環境に及ぼす影響を考えなくてはならないと考えます。そうした意味で、規制基準としては設定するに至らないと考えています。

(酒井部会長)

続きまして、事務局から議事(2)「三重県土砂条例(仮称)に係る基準及び罰則について」で①各基準のご説明をお願いします。

(事務局)

【事務局説明(略)】

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)に係る各基準及び罰則等について」①各基準

資料2、資料3

(酒井部会長)

それでは、事務局からの説明に対し、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

(委員)

資料3の6、7の「法面の保護」というところで、芝張り等対策が出ておりますが、最近獣害対策で張っても食べられてしまいますので、それに対する防護策など考えて頂きたいと思います。

(事務局)

委員ご指摘の通り、山間部の工事、公共工事においても緑化工については獣害が課題になっておりますので、例えば造林事業でも使われております高さ2mほどの獣害防護柵、工事の場所によってはそういったものが必要になってきます。審査基準とかそうしたマニュアルの中に位置付けたいと思います。

(委員)

張り芝(緑化)すると、餌場作っているようなもの。斜面の保護など今回ばかりの問題ではないので、対策の必要があると思います。

(委員)

資料2のP3の土砂基準ですが、これは土壤汚染対策法に定めるものですが、水質基準色々あると思いますが、例えば港湾の浚渫土を考えたときに、塩化物というのはどう考えたらよいですか。水質基準の法令に準じてフォローしていただけるのか教えてください。

(事務局)

塩化物イオンについては、現在も港湾等で浚渫が行われているところですが、例えば森林、山間部等にそういったものが入っていけば植生に影響がありますので、後で基準としても述べさせていただきますが、発生元証明というものでどこからの土砂か確実に分かるような書類を求めます。その様なおそれのあるものが入ってくる場合については例えばエイジング等をして、そうしたものがないような状態で使用することとか、もしくは塩化物イオンについて懸念があるようなら、生活環境保全の措置を求めるといった計画を出させますので、そうした中でどういう対策を取るのか示していただくことを考えています。

(委員)

そうすると、例えば発生元が海に近いとか、海の近傍とかであれば検査する。例えば山砂利等なら海から遠いので特に何も対応しないという事ですか。

(事務局)

地歴調査等においてそういうおそれのある場合はそれなりの対策を求めますが、明らかにおそれのない場所に過度な対策を求めるとは考えていません。

(委員)

わかりました。それではP3に示されている土砂基準についても地域の特性を鑑みて必要なものは行うが、外れるものも出てくると言う考え方でよろしいですか。

(事務局)

委員ご指摘の通りです。例えば山の真砂土などですとそもそも汚染されている可能性が限りなくゼロに近いので、そうしたときは地歴調査等で過去に工場事業所、ガソリンスタンド等がない等、明らかなものについて土壌分析は求めず、地歴調査等で収める。

逆に工場事業所があり、有害物質が使われているのであれば、そうした有害物質について確認していただくことを考えています。

(委員)

わかりました。もう1点、資料3のところで埋立て等(傾斜地)の構造の話があったのですが、例えば再生土の元々の土砂の土質によってその固化したあとどれくらいセメントを入れるかである程度必要な土質が維持できる前提なのかなと思ったのですが、その土質によっては含水とかその辺が違ってくるのかなと。そうした中で、安定計算をしたところで、雨が降った後の崩れ方など変わってくるのかなと思ったのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

(事務局)

委員がおっしゃるとおり、土質によって大きく法面の形状等は変わってくると思います。建設省令で定める第1種から第3種建設発生土についてはコーン指数という土の固さの規定を設けておりまして、第3種で言うと200以上のコーン指数が定められています。その基準を用いて土の固まりやすさを判断しております。

(委員)

浚渫土など水を多く含んでいる状態だと思う。山から取ってくる土とはだいぶ質が違う。そこでこのような規定があった際、同じような状態で埋めて、強度が担保されるイメージがないのですが、今の話だと大丈夫ということですか。

(事務局)

浚渫土につきましてはおそらく第4種相当であり、第3種よりも低い値を示すことになりますので、セメントを混ぜて改良して、第3種以上にあげていくか、それか第4種のままの性状で使用するのであれば安定計算をするということになっておりますので、含水比が高い状態での使用は安定計算上もたないと思いますので、改良する等して、それなりの勾配にはなってくると思います。

(委員)

その辺りは先ほどの水質・土質もそうですし、条文には表れない部分をフォローするような色々マニュアル等で後ろを固めていただけるということですね。

(事務局)

はい。そのようにマニュアル等では丁寧に説明させていただきます。

(委員)

それは、搬入する土等全てに対応する話ですか、今回対象としている再生土だけなのか。

(事務局)

全てが対象です。

(委員)

埋立て土の一時仮置きの話で、資料3のP2の一番上に「水平距離2m以上離しなさい」というのがありますが、実際に一時仮置きがあるときに、必ず2m以上離すという決まりを入れてしまうと、工事をする際負担が増えると思いますが。

(事務局)

2mは2割の勾配の基準です。

【資料3 P2 技術基準説明(略)】

「その他の土砂等の流出を防止するために必要な措置」として、例えば緩衝地帯の幅ではなくて、土嚢を設けるとかの対策を考えております。

(委員)

今までとは違う対策が必要という事ですか。

(事務局)

必ず緩衝地帯を設けるわけではなく、その土砂が崩れても大丈夫なような措置を設けることを考えています。

(委員)

そこの注意事項で、崩れないというのが当然大前提ですが、「必要な措置が講じられていること」というところで、種々の対応があると理解すればよろしいですね。そして2割勾配というのは基準が2割勾配ですか。

(事務局)

そのように考えております。

(委員)

今までは県等の基準で動いている部分をそのまま引用するようなイメージと捉えて

よろしいか。

(事務局)

公共工事等で実施されている基準を参考にしておりますので、そのような対策が練られていくという形になります。

(酒井部会長)

続きまして、事務局から議事(2)「三重県土砂条例(仮称)に係る基準及び罰則について」で②適用除外の、ご説明をお願いします。

(事務局)

【事務局説明(略)】

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)に係る各基準及び罰則等について」②適用除外

資料4

(酒井部会長)

それでは、事務局からの説明に対し、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

(委員)

3番のところですが、責任の所在が明確である国や地方公共団体等ですが、これらのところには、資料1にある「再生土として適正に利用できること」の書類の提出を特に求めないのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

例えばpHとかの値も分からずに搬入し、何か生活環境に影響を与える問題が発生した際、責任をもってこの団体は対応がとれるから適用除外という話ですが、これら団体が搬入する土砂に何も判断基準が無いから、適当なものを持ってきていいと逆にならないのですか。

(事務局)

これらの団体については、(土砂基準等の)判断基準としては持っていないが、関係省庁の工事・計画についても認可(許可)が必要になってきますので、その辺りである程度判断はされると思います。その後についてもその団体もしくは許可した省庁が責任



を持つものだと考えています。

(委員)

関係省庁の方で持ち込むまでの再生土についての物質、そのデータのチェック等はされないのですか。

(事務局)

中身までチェックするかとなると、その団体によって変わってくると思う。

(委員)

仮にこの辺を適用除外にすることで、持ち込まれる再生土に関してはザルになる。全く網にかからないことになりませんか。

(事務局)

有害等については土砂基準に適合しない土砂を用いてはならないという規制の仕方をしますので、確認等については責任の主体になることができますが、持ち込まれた際の罰則等は同じような規制がかかってきます。また通常工事になりますとどういった土を使うか、非常に厳しい基準に基づいてされることになりしますので、懸念されるような再生土も何も確認ができていないようなリサイクル土が入ってくるとか再生土が入ってくるようなことは想定されにくいと思います。

(委員)

今まで話を伺っていて、ハードルが高い気がしたが、この部分だけ見るとハードルが低く思いましたが、いかがですか。

(事務局)

例えば土地改良区であったら、農地（自身の持つ農地、団体の持つ農地）の整備とかという形になりますので、発生元をチェックし、危ない（汚染土等）土砂は持ってこられないと考えられます。

(委員)

そこだけ考え方が性善説になっていませんか。

(事務局)

区画整理についても、県の知事の認可等ありますし、市町の意見も聞いた上で認可されるという形になっています。区画整理で整備された道路・水路については市町に帰属

されますし、その宅地については区画整理組合が所有している地権者が利用することになりますので、権原に基づいて基本的にはその団体、それ以外は市町が管理することになっており、発注の際にも土の仕様は決められているものなので、一定の管理がなされていると認識しています。

(委員)

とは言っても土壌検査のチェックはしないのですよね。

(事務局)

再生土については、ほぼ基準は公共事業に準じているので、例えば認定リサイクルの製品であるとかそういったものを使用することになると思います。

(委員)

責任の所在が明確であれば、そのあと汚染が何か出たときに責任の所在がはっきりしているから対応できるし大丈夫だと聞こえますが。

(事務局)

責任の所在が明確というのも一つなのですが、計画、事業の審査の段階で一定の水準が確保されていると考えている。

(委員)

しかし、土質のチェックはしないのですよね。

(事務局)

そういったところは、認定リサイクルの製品を使う等、ある程度のチェックはかかります。

(委員)

それがもしできるのであれば、他の事業者さんもちちゃんと責任がとれるのだから同様ですよ。他の事業者さんだって、省庁とかで認可されたところで再生土を使って、きちんとしていることを担保に土を持っていきますと言って審査にかかる。事業者さんはそうあってもきちんと審査を受けなくてはならないのに、(適用除外のところは)土質の分析結果すら見ない。スルーされてしまう。なんかおかしくないですか。

(事務局)

工事計画の許可をするところが、省庁が一定の審査をしているという事に代えたいと

思います。

(委員)

省庁がチェックをきちんとするということですか。

(事務局)

その土質までは見ないかもしれませんが。

(委員)

そこが生活環境に係る一番大事な所ですよ。

(事務局)

基本的に③～⑩については悪いものを入れようという事は考えにくい。自分たちの土地改良区なら当然土地改良するために事業を起こしているわけですから、自らの土地に対してどういう構造にするかという話になってきます。そういうおそれがあるのならやらないという基本的なところあるのが一つ。

それから土砂の基準についてやらないという話ですが、そもそもこれは許可の話の適用除外でありまして、この資料6-2のP11、「土砂等の搬入規制」というところで、許可とはまた別に1番目「土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止」のところで、「何人も」許可に関わらず、「土砂基準に適合しない土」は入れないようにしています。ここで一定のハードルがあるということになります。繰り返しますが、先ほどの下水道公社、高速道路につきましては、それを規制する必要性があまりないと判断しているということになります。

(委員)

今のP11の1番なのですが、この「適合しない土砂」という判断は、誰がどうやって下しているのですか。今の話では省庁がしているよって話ですが、省庁は適合しないかどうかの土質のデータって見ないかもしれないのですよね。

(事務局)

前提が崩れてしまっているのかなと思いますので、もう一度再度確認させていただきますが、我々の今回の条例の目的は、無秩序で不適正な土砂の堆積を防止することを目的としておりますので、要は何も管理がされずに不適正な土砂が堆積されることを抑止するための条例制定というのがまず一つになっております。今回適用除外のものはそういった形で無秩序でなくて一定の管理下に置かれているものです。性善説への例えもありましたが、一定の確認ができるものについてはなるべく除外して、今の公共工事であ

るとか、基本的な事業活動等を阻害しないものにしようということが一つのベースになっております。委員がおっしゃることはもっともですが、全ての物について確認しておりますと経済活動に阻害を生むという事になります。そういったことのバランスの中で除外できるものがどれかと判断した結果、我々の案としては例えば国、地方公共団体等、またそれに基づく法律等で一定の管理に置かれているものについては無秩序で不適正な堆積が行われるものでない、または少ないだろうと除外させてもらいました。

(委員)

可能性としては、やっぱりあるということですよ。

(事務局)

全ての土砂が対象ですから全くゼロになるとは言えない。ただそうしたところを抑止するために、先ほど言わせていただきましたように(資料6-2)P11のところでも、有害物質の入っているものは使用しないようにと規制をしておき、万一不適正なことが見つかった場合は罰則の適応があると抑止をさらに図っていくことを考えております。

(委員)

わかりましたが、第1回部会の際にも言ったのですが、環境の変化がわかるように、事前に工事に入る前のその環境実態調査は行うのですか。

(事務局)

この条文のどこに盛り込むかは別ですが、委員が前回ご指摘いただいたことについては埋め立てる許可の前に調査することを計画しております。

(委員)

無秩序にわけのわからない土が入ってくるのを阻止しようというのがコンセプトだと思いますよね。今までの公共事業等で動いている土というのは確かに委員が言われているような土もあるかもしれないけれど、それは公共工事をやっている側がきっちり管理をした上で、完成したあともきっちり維持管理していくので、なんかあった時には責任とって下さいよと言えるだろうと。性善説になっているかもしれないが、そこまでやって全土砂を検査に回すと公共事業が回らなくなるころもあって、こういう案が出てきているのかなと思います。委員が言われるのは正論だと思いますが、そこまでやるとかなり厳しいハードルになる可能性があります。今の状況ではかなり大変かなと。

(委員)

公共事業は大事なので、おっしゃることは分かるのですが、環境影響を考えたときに完全にスルーというのもどうなのかなと思う。何かしらのチェックの機能が必要最低限かかるシステムが必要なのではないかなと思います。

(事務局)

特に公共工事に関しては、再生土についてはリサイクル認定製品でないと駄目ですよという高いハードルの中でされていますし、土質等も求められる基準は非常に高いハードルを置いていますので、そういった懸念は非常に少ないのかなと。あと、土地改良区とかそうした公共に準じたところについても、一定の基準に準じた形で動いておりますので、それを行政が確認しながらしているかといわれると必ずしもそうではありませんが、ハードルが何もかかっていないと言う状況では決してないです。

(委員)

かなりの確率で、どこかで何かしらのチェックはかかる、大丈夫ということですね。

(事務局)

はい。いろいろな事業計画が出てきて、それぞれが下水道工事等をする際、一定の公社、団体はまず法令順守を考えます。法律に適合するように、その地域にどんな法律の規制がかかるか通常調べます。その際三重県の土砂条例の中に、何人たりとも有害物を含んだ土の埋立てはならないと条項があれば、当然守るよう働きますので、その中で彼ら自ら法令順守・コンプライアンスというところで働くものと考えています。

(酒井部会長)

他にご質問はいかがですか。

(委員)

資料4表面2番の同じ事業区域内での土地の移動に関する条例の適用除外とのことですが、条例の主眼がよそからわけの分からない土を持って来られることを防ぐと言う意味では同じ事業地内なので汚染のおそれとかはないので、生活環境への影響が発生しないというのは分かるのですが、例えば元々平坦なところの半分をすきとって、残りの半分のところに積んだ場合は高低差ができてきて、崩落の危険も出てくると思うのです。この条例の目的としては災害の防止と言うのも触れられていますので、そういう同じ事業地内での工事であっても高低差が出来て崩落危険性が出てくる事に関して問題はないのでしょうか。

(事務局)

すみません。今ご指摘いただいた工事ですが、あまり高低差を生むような、平坦な所から積むということが想定できないというのが正直なところですが、やはり他の地域から持ち込んだものについて埋立て場に積み上げられるのを防止するという条例の主旨もありますので、やはり同一事業内については除外と考えたいと思っております。

(委員)

まあ、自然なのは高い所にある土を低い所に持ってくるもので、確かに私も具体的に平坦な所の工事を想定できるわけではないが、実際の事業活動においてもあまりそうした例はないという風に考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

通常何か建物を建てるとかであれば、それに対する基準がかかってきますので、委員が言われる敷地内で急激な斜面を切り、上に建物を作るのであれば、それに対する基準がかかってきますので一つクリアできる。なにもなくお金をかけて、土を危険な状態に積むというのは通常想定されないということで、今回の条例の主旨であります外部からの土の搬入というのも踏まえて、適用除外として考えていくのが妥当かなと思っております。

(委員)

別の少し細かいことで一つ。資料4のP1、1番目「規模による除外」のところ、それと、2はともかく3以下のところで少しイメージが違うというか、例えば他府県の条例でいくと立てつけとしてですが、あくまで条例を作るときで良いとは思いますが、通常「一団の土地」の規模に関しては途中の許可のところ「なんとか以下のところは除く」と書いてあることが多くて、このように後で適用除外にするということはあまり見ないのですが、何か意味があるのかということと、以前申し上げたので入れていただいたのだと思うのですが、勿論細かい参考の要件のところはマニュアルで良いと思うのですが、やはり一言「一団の土地」のものでということは条例の中に明記して頂いた上でマニュアルを作って頂く方が良いと思います。

(事務局)

規模の書き方については、条文の最初の方に規模を書くところもございますし、規則に書いているところもございますので、そこはまた検討していきたいと思っております。いただきました一体性の事は審査基準の中で入れておきたいと思っております。「一団の土地」という事については、以前委員にお話を伺ったときに大口町さんには条例がありますので、そちらを参考にさせていただいて、そこに一団の土地にするということも入っていますのでどういう風に入れるのかも含めて検討させていただければと思います。

(委員)

最後に適用除外で要件を載せているところはそんなに見ないです。

(事務局)

許可の基準のところは最初のところに入れます。今回は、分かりやすくするためにどういった所から基準が適用され、どこが除外になるのかを整理するために、こういうまとめ方をさせて頂きましたが、最初の1のところについては基本的には入口の許可のところの部分で整理をさせてもらって、条文本文にその部分が入るのか、その下の規則に入るのかは別としても、そうした形でまとめさせてもらいます。

(委員)

よく分かったので、それで良いかとは思いますが、先取りして申し訳ありませんが、資料の6-1では、これが5条のところに入っていたりとか、たたき台のP17では適用除外のところに入っていたりしますので、ここは統一されて、どちらかというたとえば資料の6-1では許可のところの5条のところ、「3000㎡以上かつ高さ1m超える場合」とここに明記しているので、どちらかというところの方が分かりやすいイメージがあるかなと思いますので、ご検討お願いします。

(事務局)

整理させていただきます。

(委員)

私のほうで1点、資料4P2、6番目の応急処置。これは基本的に役所が対応する話がベースになっているので、このあたりの枠組みはきっちりどこかに明記されているのですか。

(事務局)

裏山が崩れたときに、民間の方が一時的に退けるとか、二次災害を防止するためにそういうことも想定しています。

(委員)

そういうことも入っているのですか。そうすると、変な廃棄物でもこの範囲内なら置いておいてもいいということになってしまいそうですが、県や市町が許可を出したら良いとかそういう規則にはならないのですか。

(事務局)

それは公共工事として国県が事業したいということで除外にしたいと思うのですが、緊急的に土を退けたりする必要性があるかなと言うところです。

(委員)

これ自体があまり良いものでないという発想ですよ。

(事務局)

考え方のところにも書かせていただいたのですが、短期間かつ必要最低限と言うことで、無秩序な状態で置かれている状態であれば、それは指導できると考えています。

(委員)

指導できるということで良いのです。当然ですけど、きちんと指導していただくように、どこかに明記して下さい。

(事務局)

わかりました。

(委員)

すみません一つ。主旨のところ、周辺地域に与える影響というのがありますが、環境に係るところは生活環境がメインのような気がしますが、この周辺環境に与える影響と言うのが、例えば人がいなくて、森林とか植生とか生態に係る部分は含まれていますか。これを見ていると生活環境とか災害に係らないところ、要は人が住んでいないところはあまり意識していないのかなと思うのですが。

(事務局)

考え方としては影響が小さいものということで、規模に係る部分だと考えております。すでに災害の未然防止が図られているものというのは、適用除外であったりと考えています。

(委員)

それでは、例えば規模がそれなりであれば、山奥で植生等に関係する可能性があれば、適用除外になることはあるのですか。

(事務局)

(適用除外には) ならないです



(酒井部会長)

いろいろご意見をいただいたのですが、基本的に適用除外規定と言うのはこれだけあげています。頭出しの部分の書き方は変えるにしても、適用除外の項目としてはこれらをあげて機能していくという事でお認め頂けますか。(否定の声はあがらず)動き出しからでも、今後何かあればぜひ。問題が出てくれば検討いただいて、訂正いただくことが必要になってくれば対応して頂きたいというのが個人的な意見です。現時点ではこの形でご承認いただくということで進めさせていただきます。

続きまして、事務局から議事(2)「三重県土砂条例(仮称)に係る基準及び罰則について」で③罰則等の、ご説明をお願いします。

(事務局)

【事務局説明(略)】

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)に係る各基準及び罰則等について」③罰則等

資料5

(酒井部会長)

それでは、事務局からの説明に対し、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

(委員)

大阪府が一番多いのですか。

(事務局)

罰則の適用する部分としては一番大阪府が多い形になりますが、三重県の場合ですと大阪府に一つないところで、埋立て等を行った者の土砂基準に適合しない土砂の埋立てを行われるおそれのある場合、措置や停止に関する違反というところの命令については、大阪府は罰則がないが、三重県は罰則を設けていくことを考えています。

(委員)

おそらく全国で一番厳しくなるというイメージですか。

(委員)

今、現状の三重県だとどの程度なのですか。これ全部(罰則は)ないのですね。

(事務局)

全くありません。

(酒井部会長)

となると、一気にここまで厳しくなるということだそうですね、いかがでしょうか。

(委員)

これで抑止効果を狙うということで、これだけやったら駄目ですよとアピールには大変なと思います。法律的にご意見ございませんでしょうか。

(委員)

これだけを見て何か即時にこうだとは思わないと思いますが、当然やったことに対する罰とのバランスが取れているかというところは当然見るべき問題です。そうしたとき他府県の状況は参考になると思うのですが、少し気になったのが(資料5のP5)16番の「土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入を行った場合」について大阪府条例だけがやたら上限で重たい2年以下100万円以下の罰金で、他のところはあるところでも6か月、50万ないし100万の罰金で、かなり大阪府条例が重たいのですが、何か理由がある等聞かれていますか。

(事務局)

大阪府の場合は条例の制定の背景があり、背景となったところが崩れて、その場所にさらに土砂が運び込まれるという事象があつて、土砂搬入禁止区域を設けたように聞いております。そうした事案の背景を基にじゃないかなと推測します。

(委員)

確かに、大阪府の場合事件があつてそれに対して作ったという背景があつて、それを防止するために作ったと聞いておりますが、結局土砂搬入禁止区域になっている場所は現在大阪のその1件のみです。土砂搬入禁止区域については今回の条例でも作る方向で話し合っている最中ですし、私自身も作った方が良いという立場ですが、基本的にはそんなに使われていないです。

(委員)

そうすると考え方によっては全国に1件しか搬入禁止区域の指定がないという事で、かなり差し迫った危険がないと指定されないというものかと思うのですが、そこが指定されているにも関わらずさらに運び入れるという行為はかなり悪質性が高いのかなという印象がある。今回は三重県の場合だと、6か月以下もしくは50万円以下の罰金と

いう事ですが、提案としてももう少し上げるという検討もあり得るのかなと。

(事務局)

全国の平均を見て、バランスのとれている量刑がどこかということで設定させてもらって、他のところが6か月100万円でしたので、それを採用しているのですが、ご指摘があったことについてはこれから警察との協議等も含めて検討していくこととなりますので、それも踏まえ協議をさせていただければと思っております。

(酒井部会長)

基本的には他県との横並びに合わせる感じに検討されているのが基本にあり、かつ非常に厳しくしようと、何人も入れないよと県の方針を示したいという意向だと受け取ってよろしいですか。他に何かございますか。

(委員)

この(資料5のP5)4から6あたり。「偽り等不正な手段によって」許可・変更許可・承継承認を受けた場合とありますが、これを定めているのは他県では大阪府だけで、そもそも偽り等不正な手段で許可を得てもそれは有効な許可ではないので、1番の「許可を受けずに」という所に含まれてくるのではないですか。これは別途定める必要があるのですか。

(事務局)

我々が大阪府の条例を参考に現在検討を進めており、大阪府の条例がこういう作りになっておりましたので、基本的に構成等を考え4から6のところについても同じような構成が適切なのかなとこうした並びにしています。

(委員)

大阪府以外ではそもそも罰則がないという事は、この虚偽による許可等の規制が何か罰則以外の部分でもないのかなという気がする。あれば罰則も当然設けるはずですので。

(事務局)

県の条例すべて確認させていただいた際、虚偽による許可の取得であるとかそうした定め自体がなく、大阪府だけがこうした定めを作っていましたので、県としても例えば暴力団等が不正な形で偽名を使って許可を取得したりだとか、不義の内容で許可申請をしたり等も想定されますので、資金源等になったりもするので、こうした定めも必要かなという判断のもと(これらの項目も)入れさせていただいております。委員ご指摘のように、それが他の許可の違反である等に繋がって行って、あえて項目を設ける必要が

ないのであれば、整理はさせていただいてご相談させて頂くことも問題ないと思っております。

(委員)

罰則のところというよりはその辺りの整理の指摘になるかと思われます。一度ご検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(酒井部会長)

よろしいでしょうか。今いただいたご意見も踏まえて、再度整理して頂くところが出てくる。(事務局は) 確認しご検討をお願いします。

(酒井部会長)

続きまして、事務局から議事(3)「三重県土砂条例(仮称)あり方に係る中間案ついて」ご説明をお願いします。

(事務局)

【事務局説明(略)】

事項議事(3)「三重県土砂条例(仮称)あり方に係る中間案について」

資料6-1

資料6-2

(酒井部会長)

ありがとうございます。それでは、事務局からの説明に対し、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

(委員)

P13ですが、「一時堆積行為」というのがありました。一時堆積とはどれくらいの期間のイメージですか。

(事務局)

なかなか事業やその性質によるため、一時堆積の期間を定めるのは正直難しいところです。ただあくまでも他のところに持っていくために一時的に堆積する行為ということで、長期に放置される事があれば監視の中で対応していきたいと考えています。

(委員)

先ほどの資料3の「埋立て等の構造」に一時堆積も含め関わってくるのかなど。例えば1年位が「一時」と見るかどうかですが、雨の季節を挟むと、一時堆積ってそれなりにすぐ移動するイメージなので、そんな固めていないのかなど。そうなると土砂流出とか出てきてしまうことが懸念されます。そのあたりでどういう土砂の場合にどのぐらいの期間等そうした細則みたいなものはできてくるのですか。

(事務局)

どういった土砂の種類によってではないですが、土砂によっては流出しやすい土砂というのもありますので、マニュアル等の中でお示ししたいと考えています。例えば土砂が流出しやすい場合は沈砂池を設ける、地表水の濁水に対してはある一定の施設を設けるとかマニュアル等の中で決めていくものと思っております。

(委員)

沈砂池を設けるときにそれなりに事業範囲も増えてくると思うのですが、その辺の範囲も合わせて審査の対象になってくるのですか。

(事務局)

例えば沈砂池を設けるといった判断になった場合、他法令で行くと、事業範囲、集水面積から土砂量を算出し沈砂容量が必要であるとか、期間を設けて設置することになります(審査の対象となります)。

(委員)

ということは、一時堆積行為については条例では示されるけれど、それはケースバイケースで、相談によって資料3の埋立ての構造を考えたときに「じゃあ沈砂池どうやってください」というのは別法令か何かで規定された部分によって指導を行う。それに対してはどうですか。

(事務局)

マニュアル等では定めようと考えております。その定める際には他法令の基準を参考にはさせてもらおうと思っております。

(委員)

わかりました。もう一点なのですが、P15「定期的な水質等の調査等」で概ね6か月に1回という事を示していただいたのですが、おそらく土を入れた最初の頃ってpHとか水質濃度とか割と高い気がするのですが、そう考えると最初のうちは頻度が多くて良いのかなと思います。だんだん年月が経ってきたら1年に1回でもいいのかなと。

のあたり、おおむね6か月に1回は良いと思いますが、ケースバイケースというか最初のうちは期間を短くするというような配慮というのは行っていただける可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

ここで言います6か月に1回というのは、有害項目を含めた全ての項目について土砂との接触水等が(水質基準を)満足しているかという事を確認するものになりますので、例えば、まだ具体的なものが何かなかなか言えませんが、生活環境保全上の措置(P9)のところ「生活環境の保全上の支障が生じることがないように、必要な措置が講じられていること」と、あとはP11の再生土に関しては「周辺環境に影響を与えないための措置を講じなければならない」を定めておりますので、例えば再生土によりpHが高いことについては簡易テストであっても定期的な頻度で指導していけたらと考えています。

(委員)

もう1点ですがP17の適用除外、採石土があったかと思うのですが、販売するとき仮置きをするみたいな文言が資料4にありましたが。

(事務局)

製品製造のための原料の保管というところです。

(委員)

それがあったときに、例えば敷地内(事業地内)に置いたときに、雨が降った際土砂の流出が考えられますが、その濁水が河川に出ることを心配しています。そうした配慮をきちっとした上でなければ下流域に何らかの環境影響を及ぼす危険性があるがその辺りはいかがですか。

(事務局)

例えばコンクリートの材料である石灰岩、ガラスの材料である珪砂とかは、鉱業法の許可を受けているものがあると思いますので、それらに関してはそういった面で一定に確保されているとの考えもあります。

(委員)

土砂が採石持ってきますよね。それでは岩だから、仮置きした際そんなに土は入っていないのですか。

(事務局)

通常の岩石ですと、例えば採石法であるとか、砂利採取法の中でも一定の災害防止対策、環境保全対策は許可を受けていると思っています。

(委員)

資料6-1「住民への周知」というところで説明会を実施したいのですが、説明会をいつもすると地主さんが既に反対していて、参加しないことがある。その場合事業者さんが説明会を開いた形はあるのですが、実際住民の参加がほとんどなかった際、説明会一回としてカウントし評価するのですか。

(事務局)

全て確実に合意を得ることを目的としているのではなく、あくまで事業の周知を目的としています。その周知の中で周辺地域住民の方が生活環境保全上であるとか、災害防止の観点からご意見をいただくようにしておりますので、反対しているから駄目ですとはこの周知はとらえていないというのがまず一つ。最善の方法を取っていただき、周知を図るのに集会形式(説明会形式)があると思いますが、それが困難な場合は個別訪問等の別の方法も考えられると思います。

(委員)

「説明会等の開催」とはそこも含めてなのですね。

(事務局)

そういうことになります。

(事務局)

少し補足をさせてください。P20土砂の搬入禁止区域のところですが、前回委員から財産権の侵害に当たるのではと、その期間についてご指摘いただきました。制定の主旨の下の段落ごとに(「このため、」という所以下の箇所)「周辺を6カ月を超えない範囲で」と定めさせていただきます。「土砂等搬入禁止区域」につきましては行政側の最後の手段で、危険性がある、崩れるおそれのある場所に一定の期間を限定してかけること。その際何人も入れることができないとして区域を指定すること。尚且つその際に改善命令、措置命令をかける。その改善ができる期間として他府県の条例を調べますと、3カ月から6カ月というところですので、改善命令や措置命令を行って改善させるというところで6カ月が適当とし、指定させていただきたいと考えています。

(委員)

先ほども意見が出ていましたが、公共事業の話で、適用除外になるのですが、その際、

こういう条例ができたので留意くださいというような、その辺りの周知はどう考えていますか。

(事務局)

周知につきましては以前にもご指摘がありました。こうした条例ができたことについてそれぞれの関係団体に何人も土砂基準に入れてはいけないというところを周知して、それぞれの機関のコンプライアンスを重視してもらおうよう指導したいと考えております。

(事務局)

公共工事につきましては、今も従来通りこうした濁水対策等は実施しているところですが、改めてそうした条例ができることを契機に、こうした条例を施行しますということと、公共事業の処分に関しては適正な処分が図られるよう周知を考えております。

(委員)

これはここで議論する話ではないかもしれませんが、これが完了したあと何か問題が起きた際どこが責任をとるかということは、それは当事者同士の話になるかと思いますがどうお考えですか。

(事務局)

委員がおっしゃられる通り、この条例自体については、許可をすることによって一定の構造基準を満足した形で尚且つ有害なものが入らない形で許可を与えますとです。ただ、それ以降に災害等が発生した場合当事者間、土地所有者等のなかでしっかり話し合っただけで対応していただこうと考えております。

(委員)

最初に許可したのはここ（県）ですよね。完了した後にもし問題が生きたら「認可した責任」というのは問わないということですか。

(事務局)

全て100%許可によって安全ですとは難しいと思います。許可は出された書類、それから現場によって判断できるものです。結果どういう事態となるか想定できない部分もあります。我々が今回条例の無い状態の中で、一定の中で無秩序な堆積への対策とか生活環境の保全という目的から、条例を設け一定の規制をするというものであり、全てに満足するものではないと考えています。委員がおっしゃられるように正常な経済活動を阻害するわけではございません。ですので、どこで線引きをするかということになっ



てくると思います。そういう点で行政として一定の制限がありますので、我々もないように努力しますが、予測不可能な何らかのものが出てきた場合は、最終的には当事者、埋め立てた者の責任というものは当然そうあるべきと考えております。

(委員)

たぶんこの条例ができると、今までできていない中で動いているところが、1年間の猶予期間の中に「これをしろ」という状況になりますよね。そうしたところ無理という可能性もあると思います。そうした際当事者だけの話しになるのか、ならざるを得ないと思うのですが、その辺りの認識を取っておく必要があるのかなと思ってお伺いしました。

(事務局)

今課題になっている事業等につきましては県の方で把握しておりますので、そういった事業者に対しては各地域事務所であるとか、農林部局であるとか、所管部局の方で今指導がなされているところですので、その分については問題がないとは言いませんが、一定の対応はできると思います。

(委員)

答えはないかもしれませんが、ちょっと気になるので質問させていただきました。なかなか大変だとは思いますが、私が言うべきことではないかもしれませんが、その辺りよろしくお願いします。

(委員)

ほんの少し関連してなのですが、千葉県東金市の裁判例では東金市では土砂条例を制定しているのですが、隣から土が落ちてきていたのを訴えていたにもかかわらず、市が動かず、結局規制権限の不行使ということで国賠が認められています。当面の事業者に対して民事を起こしていますけれど、その会社は倒産し、国賠が認められている。そうした例もありますので（三重県も）条例ができた際は、何か起こる前の指導、起こった際の対応、粛々とよろしくお願いします。

(事務局)

もちろん条例、条文に基づいて入れられることは入れるようにします。三重県は条例を作っただけでは駄目と考えています。大事なのはやはり監視指導というところがございますので、監視指導の方も一体となってこの条例施行を考えていきたいと思っております。

(委員)

ぜひうまく回るように、大変だと思いますが運用していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員)

非常に細かいことですが、P 17の7番目。「前各号に掲げるもののほか、その他土砂等の埋立て等」というところの書きぶりがざっくりすぎる。意味は分かりますし、P 19を見ると分かるのですが、その前がきちっと「非常災害のために必要な応急処置として～」とあるのに「前各号に掲げるもののほか」という表現は曖昧ではありませんか。

(事務局)

P 19を見ていただくと7番のところに「その他、災害発生や生活環境への影響の恐れが少ないもの」ということで規定をしたいと思っております。文言は修正させていただきます。

(酒井部会長)

他にご意見はよろしいですか。そうしましたら、色々ご意見いただきましたが、今回の中間案に関しましては、一部修正して頂くということですが、この形によろしいでしょうか。

(事務局)

一部ご指摘いただいた内容で中間案を若干修正しないといけないと思いますので、その修正後の確認については部会長様の方でご確認いただくという事で、一任という形によろしいでしょうか。

(酒井部会長)

よろしいですか。それでは私の方で確認させていただいて、出来たものは皆さんに当然ご連絡しまして、それでまたご意見等あるようでしたら頂戴する形で進めさせていただきます。

それでは続きまして「3 その他」です。

(事務局)

【事務局説明(略)】 3 その他「今後のスケジュール(案)」 資料7

(酒井部会長)

全体を通じてよろしいでしょうか。それではこれを中間案として進めるということで、以上を持ちまして、本日の議事については全て終了しました。委員の皆さまには、熱心

にご議論いただき、貴重なご意見を頂戴しましてありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

酒井部会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆さま、長時間のご議論ありがとうございました。いただいた意見等を踏まえまして、次回以降の部会の準備を行ってまいりたいと考えています。

最後に、次回の開催日程について、ご連絡させていただきます。

今回は9月中～下旬を中心に調整させていただきまして、9月19日(木)でお願いしたいと考えています。場所や時間など詳細につきましては、改めて事務局からご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。